

桑名市教育委員会議事録

令和4年3月29日（火）教育委員室において、桑名市教育委員会3月定例の教育委員会を開催した。

教育委員会の構成員（5名）

教育長 水谷 正雄 教育委員 松岡 守 教育委員 稲垣 陽子
教育委員 佐藤 強 教育委員 安藤 智里

出席参与者

教育部長	高木 達成	教育監兼学校支援課長	尾関 一夫
教育次長	小林 代二	教育総務課長	内田 貴久
新たな学校づくり課長	佐藤 正弘	人権教育課長	矢野 道代
新たな学校づくり課主幹 (小中一貫教育担当)	井桁 里美	新たな学校づくり課主幹 (小中一貫校担当)	伊藤 昭人
学校支援課主幹 (生徒指導担当)	芝 佐織	学校支援課主幹 (教育改革担当)	高木 秀和
学校支援課主幹 (教職員人事担当)	三輪 秀磨		

書記

丹川 健吾

傍聴人

無

議題

1. 審議事項

- ・議案第9号 桑名市立学校の学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部改正について
- ・議案第10号 桑名市立学校の学校運営協議会取扱要綱の一部改正について
- ・議案第11号 桑名市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- ・議案第12号 桑名市立学校学校評議員取扱要綱の一部改正について
- ・議案第13号 桑名市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部改正について
- ・議案第14号 桑名市高等学校等進学奨励金支給条例施行規則の一部改正について
- ・議案第15号 桑名市立学校教職員の自家用自動車による出張の承認に関する要綱の一部改正について

2. 協議事項

- ・多度地区小中一貫校整備事業施設一体型小中一貫校の校種について

3. 報告事項

- ・3月市議会の報告について
- ・多度地区小中一貫校整備事業について
- ・教育委員会事務局職員の異動について
- ・小・中学校の様子について【非公開】

4. 連絡事項

- ・ 4月の教育委員会の行事予定について
- ・ 令和4年度第1回総合教育会議 4月26日（火） 午後1時00分
- ・ 4月の教育委員会定例会 4月26日（火） 午後3時00分
- ・ 5月の教育委員会定例会 5月20日（金） 午後1時00分

【教育長】

おはようございます。

それでは、ただいまから令和4年3月の教育委員会定例会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

議長は私が務めさせていただきます。

なお、教育長及び教育委員の全員が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の第3項の規定により、本委員会は有効に成立していることを報告いたします。

それでは、本日の議事のうち非公開とさせていただきたい事項がございます。事項書を御覧ください。

事項書3番、報告事項の小・中学校の様子についてでございます。小・中学校の様子については、児童生徒の個人情報を含むものとなっております。したがって、本件については、桑名市教育委員会会議規則第5条により会議を非公開としたいと思っております。会議を非公開とすることについて、挙手により採決します。

非公開とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

全員一致により、本件については非公開とすることというふうに決しました。よって、本件については、会議の最後に事務局から説明を受けることとします。

それでは、事項書1番、審議事項、議案第9号、桑名市立学校の学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。お願いいたします。

【学校支援課主幹（教育改革担当）】

失礼します。学校支援課、高木です。よろしくお願いいたします。

まず、議案第9号、桑名市立学校の学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部改正について御説明させていただきます。

資料として、改正文とともに見え消しした規則をつけさせていただきましたので、併せて御覧ください。

今回の改正は、2月の教育委員会にて御承認いただきました桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に付随するものでございます。さきの条例改正で、学校運営協議会委員は桑名市の委員会に該当し、委員の方へ報奨でなく報酬を支給させていただくことになりました。これに伴い、今回の規則改正については第10条を削除させていただき、第11条以降の条項をそれぞれ繰り下げるものでございます。

なお、第9条第2項の変更につきましては、条文中にある第7条第3項は存在せず、正しくは第7条2項であり、条文を改めさせていただくものでございます。

以上でございます。

【教育長】

説明、ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見などがございましたら発言をお願いします。よろしいでしょうか。

ないようでございますので、それでは、議案第9号、桑名市立学校の学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部改正について、挙手により採決します。

原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございました。

全員の賛成により、本議案は原案のとおり改正することに決しました。

では、次の議事に進みます。

議案第10号、桑名市立学校の学校運営協議会取扱要綱の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

【学校支援課主幹（教育改革担当）】

失礼します。続けて、私のほうから御説明させていただきます。

桑名市立学校の学校運営協議会取扱要綱の一部改正について御説明をさせていただきます。

こちらにも改正文とともに見え消した要項をつけさせていただきました。今回の改正は、2月の教育委員会にて御承認いただきました桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正と、先ほど説明させていただいた桑名市立学校の学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部改正に付随するものでございます。先ほどの規則改正で条文番号が変更されることから、条項第4条及び第5条の条文の中の条番号を改めさせていただくものでございます。

また、さきの条例改正で、学校運営協議会委員の報酬について定められたことから、第6条が不要となったため削除することといたしまして、これに伴い、第7条を第6条と改めるものでございます。

次に、5つの様式、第1号、2号、3号、5号、6号と改正させていただきます。この5つの様式に共通した改正としまして、デジタル時代に向けた押印を伴う手続の見直しによる文書作成の押印廃止に伴い、「印」を削除するものでございます。

加えて、第2号、学校運営協議会委員推薦書でございますが、現行様式には年齢欄がございます。この様式は報酬の入金時の本人確認にも利用するものでありますが、その際に必要な事項としまして年齢は不必要な項目であることから削除させていただくものでございます。

さらに、第5号の学校運営協議会委員解任通知書及び第6号の学校運営協議会活動状況等報告書の改正につきましては、様式内の文書の修正となります。先ほどの規則改定で条文番号が変更されることに付随するものでございます。

以上でございます。

【教育長】

説明、ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見などがございましたら発言をお願いします。特段よろしいでしょうか。

ないようでございますので、それでは、議案第10号、桑名市立学校の学校運営協議会取扱要綱の一部改正について、挙手により採決します。

原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

全員の賛成により、本議案は原案のとおり改正することに決しました。

では、次の議事に進みます。

議案第11号、桑名市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。お願いします。

【学校支援課主幹（教育改革担当）】

学校支援課、高木です。引き続きお願いします。

議案第11号、桑名市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について、御説明させていただきます。

こちらにつきましても見え消した規則を資料としてつけさせていただきました。

目次中の改正につきましては、目次中の章の名称と本文中の章の名称に差異がありましたので、統一するものでございます。

次の第7条の改正は、学校評価に関する本市の現状を踏まえた改正となります。学校評価につきまし

ては、学校教育法施行規則において、各校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。自己評価の結果を踏まえた当該学校の児童及び生徒の保護者、その他の関係者による評価、いわゆる学校関係者評価を行い、その結果を公表するよう努めるものと定められております。本市では、令和2年度以降、全小中学校において、学校運営協議会を置くコミュニティ・スクールとなっていることを受けまして、各校の学校運営協議会において学校関係者評価を実施することにしております。

これに伴い、第7条第3項、学校関係者評価の実施や、その結果を公表することにつきましては、「ように努める」を削除させていただくものでございます。

また、第4項につきましては、学校関係者評価を実施することに伴い、自己評価及び学校関係者評価の結果を委員会に報告をしなければならないと改めるものでございます。

次の第31条の改正は、事務職員等をもって充てる職として、県の通知に基づいて主事を追加するものでございます。

次の第33条につきましては、学校評議委員から学校運営協議会の規定に変更するものでございます。

次の第8章の改正は、規則内での文言を統一するものでございます。各章の条文中に「児童、生徒」という文言がございまして、児童と生徒の間に読点がついております。その文言と統一するものでございます。

以上でございます。

【教育長】

説明、ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見などございましたら発言をお願いいたします。特段よろしいでしょうか。

ないようでございますので、それでは、議案第11号、桑名市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について、挙手により採決します。

原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

全員の賛成により、本議案は原案のとおり改正することに決しました。

では、次の議事に進みます。

議案第12号、桑名市立学校学校評議員取扱要綱の一部改正について、事務局から説明をお願いします。お願いします。

【学校支援課主幹（教育改革担当）】

引き続きよろしくをお願いします。

議案第12号、桑名市立学校評議委員取扱要綱の一部改正について御説明させていただきます。

こちらについても見え消しした要綱を資料としてつけさせていただきます。

先ほども簡単に御説明させていただきましたが、本市では、全小中学校において学校評議員から学校運営協議会を置くコミュニティ・スクールへの移行を済ませております。これに伴い、本要綱につきましては幼稚園のみが対象となるものでございます。第1条、2条、3条、4条、7条の条文中における「学校」を「幼稚園」へ、「校長」を「園長」へ、それぞれ改めるものでございます。

また本改正においては、第1条に、その根拠となる規則を追記してございます。

次に、様式第1号、学校評議員の推薦について及び様式第2号、委任状につきましては、文書中における「学校」を「幼稚園」へ、「校長」を「園長」へそれぞれ改めるものでございます。

また、様式第1号において、文書の修正並びに学校運営協議会の様式と同様に、報告書院長印、年齢欄の削除をしてございます。

以上でございます。

【教育長】

説明、ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見などがございましたらよろしくお願ひいたします。御質問など、よろしいでしょうか。

ないようでございますので、それでは、議案第12号、桑名市立学校学校評議員取扱要綱の一部改正について、挙手により採決します。

原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございました。

全員の賛成により、本議案は原案のとおり改正することに決しました。

では、次の議事に進みます。

議案第13号、桑名市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。お願いします。

【学校支援課主幹（教職員人事担当）】

学校支援課主幹、三輪でございます。

私から議案第13号、桑名市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部改正について御説明申し上げます。

改正のあらましにつきましては、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴い、1年単位の変形労働時間制に係る規定を設けるため、所要の改正を行うものであります。1年単位の変形労働時間制は、教育職員に対しまして、1か月を超え1年以内の期間を平均して1週間当たりの勤務時間が38時間45分となることなどを条件としまして、業務の閑暇に応じ、週休日及び勤務時間を割り振ることができるという制度でございます。

例えば、年度初めですとか学校行事が行われる時期と業務量が多い一部の時期に勤務時間を延長しまして、1日9時間ですとか8時間半といった勤務時間を割り振りまして、その延長分を夏休みなどの長期休業期間に休日のまとめ取りができる、そういったものになります。この制度を活用した場合、業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた、いわゆる上限時間につきましては、1か月について45時間が42時間に、1年について360時間が320時間となりますので、今回の改正で、その旨を第3項に加えしました。

以上、御審議をお願いいたします。

【教育長】

説明、ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見などがございましたら御発言をお願いします。御質問など、よろしいでしょうか。

ないようですので、自分の考えで、この制度ができるということ、組合とか、あるいは教員の皆さんが、ある程度事前のを差し上げてあると思うんですけども、それに対して何か現時点で御意見をおっしゃられていたと、反応というか反響といいますか、その辺り、何か、ここでお話ししてもらえることがもあればお伝えいただけますか。

【学校支援課主幹（教職員人事担当）】

学校長のほうには、1月の校長会議で県の説明会の資料を基に説明させていただきました。教職員組合にはその都度説明させてもらったんですけども、少し考える懸念としては、この制度を必ず活用しなければいけないのかというふうなものが、そういうものではございませんで、働き方改革の一環というふうになっておりますので、職員さんと十分な対話をしていただきまして、活用する場合であればこういう方法で別に使えますので、その辺りはしっかり申し上げました。

あと、校長先生方から、やっぱり新しい制度ですので、質問があるということで、それも全てメールでいただきまして、県の教育委員会とも協議をしながら、メールでお答えをさせていただいたという話

であります。

【教育長】

ありがとうございました。

よろしかったでしょうか。

ないようでございますので、それでは、議案第13号、桑名市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部改正について、挙手により採決します。

原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございました。

全員の賛成により、本議案は原案のとおり改正することに決しました。

では、次の議事に進みます。

議案第14号、桑名市高等学校等進学奨励金支給条例施行規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。お願いいたします。

【学校支援課主幹（教職員人事担当）】

学校支援課、三輪でございます。

議案第14号、桑名市高等学校等進学奨励金支給条例施行規則の一部改正について御説明申し上げます。

改正のあらまは、行政手続に係る押印廃止の取組に伴い、所要の改正を行うものであります。様式第1号につきましては、1枚めくっていただきますと、赤で見え消しがしてあると思うんですけども、赤字で示した箇所を改正いたします。印の廃止に加えまして、実際、様式を使っていく中で、より記入しやすくなるように改めました。

もう一枚めくっていただきますと、様式第5号のほう、赤字で示した箇所について改正などしております。

以上、御審議お願いいたします。

【教育長】

説明、ありがとうございました。

ただいまの説明については、御質問、御意見などがございましたら、発言をよろしくお願いいたします。ございませんでしょうか。

ないようでございますので、それでは、議案第14号、桑名市高等学校等進学奨励金支給条例施行規則の一部改正について、挙手により採決します。

原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございました。

全員の賛成により、本議案は原案のとおり改正することに決しました。

では、次の議事に進みます。

議案第15号、桑名市立学校教職員の自家用自動車による出張の承認に関する要綱の一部改正について、事務局から説明をお願いします。お願いします。

【学校支援課主幹（教職員人事担当）】

学校支援課、三輪でございます。

議案第15号、桑名市立学校教職員の自家用自動車による出張の承認に関する条項の一部改正について、御説明申し上げます。

改正のあらまは、行政手続に係る押印廃止の取組に伴い所要の改正を行うものであります。

様式第1号につきましては、これも1枚、資料をめくっていただきますと、赤色で示してあります職員印を確認されるとか、「印」という辺りを削除となっております。

様式第2号につきましても、1枚めくっていただきまして、これも印の廃止に加えて、一般に使用中でより記入しやすくすることですとか、表記の一部を改めるということで、このような改正を図ろうとしております。

以上、御審議お願いいたします。

【教育長】

説明、ありがとうございました。

ただいまの説明については、御質問、御意見などがございましたら、発言をよろしくお願いいたします。

佐藤委員、お願いします。

【佐藤委員】

今回の改正については別に意見はございませんが、参考までにお聞きしたいんですが、仮に個人自家用自動車を使用して、万が一事故等があった場合、同乗の児童生徒に被害が、事故等で傷害があった場合には、補償の問題というのはどこに発生するんですか。

【教育長】

お答えいただけますか。

【学校支援課主幹（教職員人事担当）】

それは調べてみないと、すぐに分からないんですけども。

【佐藤委員】

個人の保険を使うと。

【教育部長】

基本的には、自分の保険を使わなければならないので、必ず所定の額以上の保険に入ってもらっています。

【佐藤委員】

なるほど、そうですね。

【教育長】

よろしかったですか。

そのほか、よろしかったでしょうか。

稲垣委員、お願いします。

【稲垣委員】

これは、例えば、部活のときの送り迎えとか、どういうときにこれはよく使われるものなんですか。

【学校支援課主幹（教職員人事担当）】

例えば、体調を悪くして保健室で休んでおる児童生徒がおりまして、どうしても保護者の方の迎えはできないと、緊急に搬送となったとか、そういった場合も含まれるかなとは。

【稲垣委員】

なるほど、それも一個一個、これを書いて出してなんだ。

【学校支援課主幹（教職員人事担当）】

基本的には、教職員が児童生徒を乗せて動くということはないようにというふうな格好です。本当に緊急ですね。そういった場合のみになります。

【稲垣委員】

そうか、そうか、なるほど、分かりました。

【教育長】

よろしかったでしょうか。

それでは、議案第15号、桑名市立学校教職員の自家用自動車による出張の承認に関する条項の一部改正について、挙手により採決します。

原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございました。

全員の賛成により、本議案は原案のとおり改正することに決しました。

では、次の議事に進みます。

事項書2番、協議事項、多度地区小中一貫校整備事業施設一体型小中一貫校の校種について、事務局から説明をお願いします。お願いします。

【新たな学校づくり課主幹（小中一貫教育担当）】

新たな学校づくり課の井桁でございます。

お手元にこちらの提言書のほうを御用意させていただきました。こちらは、3月26日の土曜日に開校準備委員会で協議された後、鈴木委員長より教育長のほうに提言されたものでございます。本事業において、昨年度、基本構想、基本計画を策定した際に、地域協議会より令和3年度以降に検討すべき内容の1つに義務教育学校として開校することについて検討する必要があるとの提言を受けました。そこで、今年度、開校準備委員会では、9年間の学びと育ちをつなぐ学校として、令和7年度開校予定の多度地区小中一貫校を義務教育学校として開校することについて、他市町の事例を参考にしたり、実際に先進校のお話を聞かせていただいたりして協議を進めてまいりました。協議の様子については、この定例会でも随時御報告させていただいたとおりでございます。

そこで、2ページを御覧ください。

多度地区で開校予定の施設一体型小中一貫校の校種について、開校準備委員会としての提言の旨を資料にまとめていただきました。読み上げさせていただきます。

多度地区で開校される施設一体型の小中一貫校は、つながりで育む9年間の子供たちの学びと育ちを実現するために、校長が1人で教職員も1つと組織となり、同じ目標に向かって教育実践できる義務教育学校の体制が望ましいと考えるというものでございました。この提言に至る詳しい検討内容等につきましては、3ページ以降にまとめさせていただきました。

なお、教育委員の皆様には、昨年度、教育委員会定例会においても、基本構想、基本計画策定の際、協議、審議いただく中で、4、3、2の学年段階の区切り及び義務教育学校についても御意見をいただいております。改めて、本日、ここに、多度地区小中一貫校整備事業施設一体型小中一貫校の方針について、委員の皆様より御意見をいただき、今後の方向性を定めていきたいと思っております。よろしく御協議いただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。

【教育長】

説明、ありがとうございました。

ただいまの説明、それから本日配付の資料の内容につきまして、御質問、御意見などございましたら、挙手の上、発言をよろしくをお願いします。

稲垣委員、お願いします。

【稲垣委員】

ありがとうございます。

これは了解しましたというか、よく分かりましたというのと、4、3、2も決定ということなんですか。

【教育長】

お願いします。

【新たな学校づくり課主幹（小中一貫教育担当）】

ありがとうございます。

4、3、2のことに関しては、昨年度からずっとお話をさせていただいているように、桑名市内全域で9年間の学びをどのように育てていくかというところで、イメージ的に、学年段階の区切りとして意

識していきましょうということはさせていただきますので、多度地区に関しましては、それをハード面でも支えていくということで基本計画のところには書かせていただいています。

【稲垣委員】

なるほど、分かりました。

【教育長】

いかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

そういたしましたら、先ほど、事務局から説明もございましたけれども、先日の開校準備委員会のほうで方向性を示していただいて、それで、今日、教育委員会の定例会で御協議をいただきましたので、おおむねどんな方針で行くのかというのは定まってきたのかなと思います。また、年度を改めまして、教育委員会定例会の場で、議案という形で御審議いただくこととなりますので、改めて、そのときはよろしくお願いをいたします。

では、次の議事に進みます。

事項書3番、報告事項、3月市議会の報告について、事務局から説明をお願いします。お願いします。

【教育部長】

教育部長、高木でございます。よろしくお願いをいたします。

3月議会の概要を報告させていただきます。

会期は2月17日から3月23日までの35日間ございました。

まず、議案でございます。まず、予算なんです。来年度、令和4年度の当初予算の関係ですが、一般会計予算が526億7,400万円、昨年比6億4,700万円増、うち教育予算が52億2,400万円ということで、全体に占める割合、おおむね9.9%ということで、昨年比で、金額的には700万円の増となっております。

継続の事業が多々ございますけれども、多度地区の施設一体型の小中一貫校整備のための用地取得、物件補償、埋蔵文化財の発掘調査等の費用、それから特別支援教育のための分身ロボット導入の費用などを計上し、原案どおり可決をしていただきました。

条例関係でございますけれども、桑名市適応指導教室条例の一部改正ということで、これは、国の支援の在り方の考え方の変化に伴う改正ということで、特に大きなのは名称でございます。適応指導教室という名前から教育支援センターへというところが特に大きなものになるかと思っております。どちらかというと、名前からしても、これまでは子供たちが学校というシステムに適応することを主とするというような考え方から、本当に子供たちが社会で生きていくための、そのための力を育むと、引き出すという意味で、教育を支援する、教育して支援していくという意味で考え方が変わってきておるところから、名称変更等もされたというふうに考えております。これにつきましても、原案どおり可決されました。

それから補正予算関係ですけれども、これは度々行われておるもので、国の予算が下りてくるたびに対応するというところでやっておりますけれども、新型コロナウイルスの感染症対策費、これは小学校費として補正額3,060万円、中学校費として補正額1,260万円ということで、あと、学校給食管理運営費として契約更新における想定していた単価より高くなったための増額補正が401万2,000円、その他、予算の執行状況精査による執行残の整理分等を出させていただいたところでございます。これにつきましても、原案どおり可決をしていただきました。

それから、一般質問でございますけれども、やはり幾つか出していただいたのが多度地区の小中一貫校の整備事業についてということで、この辺りについては、事業が遅れた原因とか、それから地域の方々の反応とか説明はどうなっているのかとか、それから、段階的開校というのはどういうことかというような部分についての質問をいただきました。

それから、小中一貫校の建設計画についてということで、これについては、学校規模の適正化でありますとか、それから人口の減少、少子高齢化への対応、施設の在り方、これはプールとか給食等ということです。それから廃校になる学校の今後等、今後どうしていくつもりかというようなことで御質問をいただきました。

それと、あと、中学校のバリアフリー化ということで、合理的配慮等、今バリアフリー施設の、公営施設のバリアフリー化については、いろいろ法的整備もなされているというところで、現実にはどうかというので御質問を受けました。

それと、あとは、コロナ禍における学校運営についてということで、これは、従来の感染拡大に対する対応でありますとか、学習機会の確保とか、そういったところを改めてお伺いをいただきました。

それから、あと、多様性のある社会実現に向けてということで、これは、主に中学校の制服について、今の進捗状況等のお尋ねでした。

あと、不登校についてという部分では、人一倍敏感な子供ということで、HSCというふうは今呼んでおられますけれども、その子供たちへの理解や認知度向上、配慮等についてというお尋ねでした。

あと、以前もありましたが、学校トイレの生理用品設置についての状況ということで、特に、置いておくことに加えて、生理に関する成長過程を踏まえた心と体への対応という点も絡めて御質問をいただきました。

あと、子供の心と体の負担軽減ということで、やはり子供たちが毎日しょって歩いているランドセルの中の荷物が大変重いということで、タブレット等もさらに加わっておるということで、何か工夫ができないかというようなお尋ねでございました。

その辺りが一般質問として出されたところです。

以上でございます。

【教育長】

説明、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、あるいは御意見などがございましたら発言をお願いいたします。

お願いします。

【稲垣委員】

じゃ、いいですか。すみません。

関心があるので聞くだけなんですけど、実際、制服の多様性みたいなのは、今現状どんな感じなんですか。

【教育部長】

今、一応、校長会を中心に進めていただいています、基本的に制服というのは校則の中の規定になりますので、最終的には各学校の校則に落とし込まれていくということですので、最終的には学校長の権限とか責任において行われるということで、ただ、とはいえ、スケールメリット等もあるので、少しは割安に買えるようにとか、方向性はやっぱり一定そろえていったほうがいいだろうねということで、校長の中でも話合いがされて、令和5年4月からということで、ブレザー型で、あと、下については、スカートと、それからスラックス、どちらも可能なようにということで、女子、男子というよりも、そういった使い分けで、それぞれ自由にできるだけ組合せができるようにしようというようなことで進んでいます。

それから、ジャケットの下のインナーについては、各校の自由対応ということで、ポロシャツみたいなところでやっていこうかというところや、カッターシャツ的なものにしようとか、その辺は、学校によっていろいろやっていこうということで、この辺りは、PTAなんかとも話を進めながら、今のところをやっているようです。

あとは、そういった作る会社と、もう少し安価にならんかというところを含めて、交渉して詰めておるといようなところで聞いております。

【稲垣委員】

ありがとうございます。

【教育長】

よろしかったでしょうか。

ないようでございますので、では、次の議事に進みます。

次は、報告事項としての多度地区小中一貫校整備事業について、事務局から説明をお願いします。お願いします。

【新たな学校づくり課長】

新たな学校課長の佐藤でございます。

資料のほうはございませんけれども、多度区の小中一貫校の整備事業について、各委員会と各会議のほうの進捗状況等について報告させていただきます。

まん延防止重点措置で延期されておりました各委員会なんですけれども、教育指導部会におきましてはオンラインにて2月22日に開催し、開校までに子供たちをつなぐ4小プロジェクトについて、次年度の計画案を話し合いました。今年度の成果を受けて、活動を積み上げていくことの重要性を確認いたしました。

続きまして、地域連携部会につきましては、今年度、通学方法について検討し、徒歩通学とスクールバス通学、自転車通学の境目について協議してきました。3月24日は、今年度のまとめとして、通学方法について、1から6年生は徒歩通学またはスクールバス通学、7から9年生は徒歩通学または自転車通学となっています。

なお、1年生から6年生の徒歩通学とそれ以外の境目につきましては、実測距離3キロメートルを原則とすることを確認しました。

なお、今まで通らなかつた道を新しく徒歩通学する部分が出てきますので、次年度への引継ぎとして、実際に歩いて検討を進めることを確認いたしました。

開校準備委員会につきましては、先ほど御協議いただいた校種について方向性をまとめていただきました。

なお、どちらの会においても、冒頭に、事業の進捗状況について教育長より委員の皆様へ御説明いたしました。そこでは、前回の定例会でお示ししました、かわら版ナンバー21号の内容について御意見をいただいております。いただきました内容としましては、令和7年4月の開校にこだわらず、新校舎の完成が間に合わないのであれば、開校するまで延ばすことはできないのか。新しい学校のスタートは新校舎で4月スタートが望ましい。子供たちにとってよりよい形での開校を目指してほしいなどという強い要望をいただきました。

私からの報告は以上です。

【教育長】

報告、ありがとうございます。

先ほどの内容につきまして、御質問などございましたら御発言をお願いします。よろしいでしょうか。ないようでございますので、次の議事に進みます。

事項書4番、連絡事項について事務局からそれぞれ説明をお願いします。お願いします。

————— 各所属長より連絡事項 —————

【教育長】

それぞれ説明、ありがとうございます。

何か確認をしておきたいなど、よろしいでしょうか。

それでは、非公開とした議事に移らせていただきます。

【非公開】

・小・中学校の様子について

【教育長】

以上をもちまして、令和4年3月の桑名市教育委員会定例会を終了とさせていただきます。ありがと

うございました。

—— 9時52分終了 ——